

「放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案」に対し提出された意見と総務省の考え方

【意見募集期間：平成22年4月28日(水)～平成22年5月27日(木)】

No.	提出された意見	総務省の考え方
1	<p>さて、表記の件につきまして、当事者局としまして、ご意見を申し上げます。</p> <p>三木局デジタル置局は、アナログ放送では、チャンネルがなくあきらめた経緯を先人から聞いております。デジタル放送では、SFN が可能となり周波数上は置局が可能となりました。</p> <p>ただ、受信実態がアナログ受信で定着しており、デジタルも受信可能と判断しておりました。しかし、ここきて、受信者が他方向受信としていることで、アンテナ、ブースター調整が複雑なことや、他局とのマルチパスが増加し受信しにくい環境も作っており、デジタル受信で苦労されていることを聞いています。三木局が開局すれば、複雑な他方向受信が改善され、単一方向受信で美観上も今後改善されていくこととなります。</p> <p>また、デジタル放送特有の新たな難視も散在していることが判明し、視聴者や、三木市からも置局要望を頂いているところ。サンテレビジョンとしまして、三木局しか受信できないエリアカバーが可能となり県域放送としてよりきめ細かいサービスが可能となります。</p> <p>さらに、淡路島西岸におきましては、姫路中継局受信をしておりますが、デジタル受信が不安定な地域が多く、伝搬上より安定な三木局受信も選択できる地域が増えることとなります。</p> <p>置局は、在阪民放のご協力を得まして、後乗り共建とし、同一エリアを確保いたします。サイマル放送期間中に置局を完成させ、地上デジタル放送へのスムーズな移行の送信対策手法として希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 サンテレビジョン】</p>	<p>本件の変更案を支持するご意見として承ります。</p>
2	<p>三木市のサンテレビの受信状況につきましては、地形的な影響により、アナログ放送時から市の中心市街地において約1,100世帯の難視聴世帯がありました。</p> <p>その一部の世帯では、現在、市庁舎の建物障害補償の共聴施設により、サンテレビをNHK及び広域民放4局と合わせて視聴しておりますが、地上放送デジタル化により建物障害がなくなることから、共聴施設の廃止を決定しており、これに伴い新たにサンテレビの難視聴地域が発生します。また、他の地域においても、サンテレビのデジタル放送のみ直接受信できなくなる世帯が点在しています。</p> <p>また、当市域では三木局からNHK及び広域民放4社を受信し、サンテレビのみを摩耶山から受信する必要があり、受信環境が複雑なものとなっています。</p> <p>これら難視聴地域の住民からは、これまでも受信に対する多くの苦情や要望が市に寄せられており、このたびの地上放送のデジタル化への移行に伴うテレビ受信に対する関心の高まりの中で、さらに多くの要望が寄せられております。</p> <p>三木市といたしましてもこれら市民の強い要望に応えるため、株式会社サンテレビジョンに対しまして、三木中継局の設置を強く要望しているところです。</p> <p>つきましては、サンテレビの三木中継局設置に関しまして、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	